

社会福祉法人さんよう
地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護
特別養護老人ホームしんがい

重要事項説明書

当施設は介護保険の指定を受けています。
(福山市指定 第 3491501734 号)

当施設はご契約者に対しては指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当施設への入所は、原則として要介護認定の結果 「要介護3以上」 と認定された方が対象となります。

1 施設経営法人

- | | |
|---------|-----------------|
| 一 法人名 | 社会福祉法人さんよう |
| 二 法人所在地 | 広島県福山市草戸三丁目6番1号 |
| 三 電話番号 | 084-921-0088 |
| FAX | 084-961-3484 |
| 四 代表者名前 | 理事長 辰川和美 |
| 五 設立年月日 | 2012年4月1日 |

2 ご利用施設

- | | |
|--------------|---|
| 一 施設の名称 | 特別養護老人ホームしんがい |
| 二 施設の所在地 | 広島県福山市新涯町三丁目19番27号 |
| 三 電話番号 | 084-961-3955 |
| FAX | 084-961-3950 |
| 四 施設長（管理者）名前 | 施設長 藤井厚匡 |
| 五 施設の種類 | 地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護
(特別養護老人ホーム)福山市指定第 3491501734 号 |
| ※ ユニット型施設 | 全面個室・ユニットケア型の特別養護老人ホーム |
| ※ ユニットケア | |

9人または10人の入居者を1つのグループ（ユニット）とし、家庭的な環境の中で介護サービスを提供します。

- | | |
|---------|-----------|
| 六 開設年月 | 2017年5月1日 |
| 七 入所定員 | 29名 |
| 八 施設の目的 | |

施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援します。

九 当施設の運営方針

- ① 入居者の意思や人格を常に尊重し、入居者を主人公とした援助に努めるものとしします。
- ② 施設サービス計画に基づき、プライバシーを確保し、普通の暮らしに近い日常生活を共同で営んでいただけるよう努めるものとしします。
- ③ 地域交流スペースを活用して家族や広く地域の方々にも、気軽に足を運んでいただけるような、開かれた明るい施設作りに努めるものとしします。
- ④ 関係行政機関・サービス実施機関等との連絡調整を行い、地域福祉の向上に努めるものとしします。

3 施設及び居室の概要

- | | |
|---------|---------------------|
| 一 建物の構造 | 鉄骨造 3階建（主に、2階、3階部分） |
|---------|---------------------|

二 建物の延べ床面積 3158.76㎡

三 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。

入居される居室は、原則として個室です。居室の設定につきましては、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に沿えない場合があります。

※ ユニット数 3

居室・設備の種類	室数	備 考
個 室	29室	低床3モーターベッド ・ 洗面台
共同生活室（居間・食堂）	3室	キッチン・テーブル・椅子・テレビ
地域交流スペース	1ヶ所	地域イベントや作品の展示会などに利用可
浴 室	1室	一般浴槽・特殊浴槽
医 務 室	1室	利用者の健康管理
家族団らん室	1ヶ所	利用者やご家族等の交流など多目的に利用可

上記は、厚生労働省が定める基準により、地域密着型介護老人福祉入居者生活介護に必置が義務づけられている施設・設備です。

※ 居室の変更：ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4 従業員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して地域密着型介護老人福祉施設入所生活介護を提供する従業員として、以下の職種の従業員を配置しています。

＜主な従業員の配置状況＞

※ 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 介護職員	12名以上	12名
3. 生活相談員	1名以上	1名
4. 看護職員	1名以上	1名
5. 機能訓練指導員	1名以上	1名
6. 介護支援専門員	1名以上	1名
7. 医師（非常勤）	1名以上	1名
8. 管理栄養士	1名以上	1名
9. 事務員	1名以上	1名

ア 常勤換算：職員それぞれ週当たりの勤務延時間の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数で除した数です。

イ（例）週 15 時間勤務の介護職員が 2 名いる場合、常勤換算では、0.75 名（15 時間×2 名÷40 時間＝0.75 名）となります。

＜配置従業員の職種＞

施設長（管理者）・・・職員の管理及び業務の実地状況の把握、その他の管理を一元的に行うと共に業務の総括の任に当たります。

医師・・・・・・・・入居者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
（嘱託医師、非常勤）

生活相談員・・・・・・・・入居者の日常生活上の相談に応じ、便宜生活支援を行います。

看護職員・・・・・・・・主に入居者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

介護職員・・・・・・・・入居者の日常生活上の介護並びに健康保持のための助言等を行います。3 名の入居者に対して 1 名の職員を配置しています。

管理栄養士・・・・・・・・食事の献立作成、カロリー計算、入居者に対する栄養指導等に関する業務に従事します。

機能訓練指導・・・・・・・・入居者の心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善、またはその減退を防止するために、生活リハビリを中心とした機能訓練に係る計画を作成の上、必要な能訓練等を行います。

介護支援専門員・・・入居者に係る事業所サービス計画（ケアプラン）を作成します。

事務・・・・・・・・施設に必要な事務を行います。

＜主な職種の勤務体制＞

従業員の職種	勤務体制
施設長（管理者）	8：30～17：30
医師	週 1 日 火曜日
生活相談員	8：30～17：30
看護職員	早番 7：30～16：30 日勤 8：30～17：30 夜間については、交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。
介護職員	早番 7：30～16：30 日勤 8：30～17：30 遅番 11：00～20：00 夜勤 16：30～ 9：30
管理栄養士	8：30～17：30
機能訓練指導員	8：30～17：30
介護支援専門員	8：30～17：30
事務員	8：30～17：30

5 当施設が提供するサービスの利用料には次の場合があります

- 一 利用料金が介護保険から給付される場合
- 二 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合

6 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

＜サービスの概要＞

一 食 事（但し、食費として食材料費と調理費用は別途いただきます。）

- ① 当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びに入居者の身体の状況および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ② 入居者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）

朝食 8：00	昼食 12：00	夕食 18：00
---------	----------	----------

※大体の食事時間は決まっておりますが、入居者の生活習慣に応じ、ゆっくりと食事をとっていただけるよう配慮いたします。

二 入 浴

- ① 入浴又は清拭を最低週2回行います。
- ② 寝たきりの方も機械浴槽を利用して入浴することが可能です。

三 排 泄

- ① 排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限に活用した援助を行います。

四 機能訓練

- ① 機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

7 健康管理

- ① 医師や看護職員が、健康管理を行います。
- ② 必要に応じて協力病院への外来受診も配慮いたします。

8 その他自立への支援

- ① 寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮いたします。
- ② 生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮いたします。
- ③ 適切な整容が行われること、また清潔で快適な生活を送れるよう、シーツ交換は最低週1回以上実施します。

9 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書 第4条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額をご契約者の負担となります。

- 一 食費（食材料費と調理費用） 利用料金： 1,620円

二 居住費（室料）

利用料金： 2, 250円

特定入所者生活介護サービス費の制度に該当すれば、食費、居住費の負担割合が軽減します

外泊、入院期間中も必要となります。ただし、ご入居者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要となります。

※ 上記食費の費用分につきましては、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた方は、認定証に記載されている負担限度額となります。

三 理美容サービス

月に2回、美容師の出張による理髪サービス（調髪・顔剃）をご利用いただけます。利用料金は実費となります。

四 レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。利用料金：材料代等の実費をいただきます。

五 複写物の交付

ご契約者はサービスの提供についての記録を閲覧できますが、複写物を必要とする場合には1枚につき300円（税込み）ご負担いただきます。

六 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用（歯ブラシ、ティシュペーパー等）で入居者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

七 洗濯

専門業者によるクリーニングを希望される方には実費をいただきます。

八 電化製品使用料

居室内に持ち込まれた電気機器（施設設置のものは除く）につきましては、電気使用量として1日につき50円をいただきます。

九 契約者が施設内で亡くなられた場合は、処置料として16,500円をいただきます。

十 文書作成料

成年後見人制度書類等の文書を作成する場合は、一通につき4,400円いただきます。

＜サービス利用料金（30 日計算）＞ （契約書第 6 条参照）

	要介護度 1	要介護度 2	要介護度 3	要介護度 4	要介護度 5
1. 要介護制度別サービス利用料金	204,600円	225,900円	248,400円	270,300円	291,300円
2. うち、介護保険から給付される金額	184,140円	203,310円	223,560円	243,270円	262,170円
3. サービス利用に係る自己負担額 （ 1－2 ）	20,460円	22,590円	24,840円	27,030円	29,130円
4. 居住費	67,500円（1日あたり2,250円）				
5. 食 費	48,600円（1日あたり1,620円）				
6. 自己負担合計 （3＋4＋5）	136,560円	138,690円	140,940円	143,130円	145,230円

次の加算に該当する場合それぞれの料金が必要です（療養食加算については主治医の指示書が必要です。）

	1. サービス利用料金	2. うち、介護保険から給付される金額	サービス利用に係る自己負担額（1-2）
日常生活継続支援加算Ⅱ	460円	414円	46円/日
看護体制加算Ⅰイ	120円	108円	12円/日
看護体制加算Ⅱイ	230円	207円	23円/日
夜間職員配置加算Ⅳイ	610円	549円	61円/日
栄養マネジメント強化加算	110円	99円	11円/日
安全対策体制加算	200円	180円	20円/日
科学的介護推進体制加算Ⅱ	500円	450円	50円/日
個別機能訓練加算Ⅰ	120円	108円	12円/日
個別機能訓練加算Ⅱ	200円	180円	20円/日
個別機能訓練加算Ⅲ	200円	180円	20円/月
認知症行動・心理症状緊急対応加算	2,000円	1,800円	200円/日
若年性認知症入所入加算	1,200円	1,080円	120円/日
入院外泊時費用	2,460円	2,214円	246円/日

初期加算	300円	270円	30円/日
経口維持加算Ⅰ	4,000円	3,600円	400円/月
経口維持加算Ⅱ	1,000円	900円	100円/月
口腔衛生管理加算Ⅰ	900円	810円	90円/月
口腔衛生管理加算Ⅱ	1,100円	990円	110円/月
ADL維持等加算Ⅰ	300円	270円	30円/月
自立支援促進加算	2,800円	2,520円	280円/月
再入所時栄養連携加算	2,000円	1,800円	200円/1回のみ
療養食加算	60円	54円	6円/食
看取り加算(Ⅰ) 1	720円	648円	72円/日
看取り加算(Ⅰ) 2	1,440円	1,296円	144円/日
看取り加算(Ⅰ) 3	6,800円	6,120円	680円/日
看取り加算(Ⅰ) 4	12,800円	11,520円	1,280円/日
看取り加算(Ⅱ) 1	720円	648円	72円/日
看取り加算(Ⅱ) 2	1,440円	1,296円	144円/日
看取り加算(Ⅱ) 3	7,800円	7,020円	780円/日
看取り加算(Ⅱ) 4	15,800円	14,220円	1,580円/日
認知症専門ケア加算Ⅰ	30円	27円	3円/日
認知症専門ケア加算Ⅱ	40円	36円	4円/日
認知症チームケア推進加算Ⅰ	1,500円	1,350円	150円/月
認知症チームケア推進加算Ⅱ	1,200円	1,080円	120円/月
在宅復帰支援機能加算	100円	90円	10円/日
排泄支援加算Ⅰ	100円	90円	10円/月
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間及び深夜を除く)	3,250円	2,925円	325円/回
配置医師緊急時対応加算 (早朝・夜間)	6,500円	5,850円	650円/日
配置医師緊急時対応加算 (深夜)	13,000円	11,700円	1,300円/日
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)	1,000円	900円	100円/月
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)	100円	90円	10円/月
協力医療機関連携加算	500円	450円	50円/月
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	100円	90円	10円/月

高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）	50円	45円	5円/月
特別通院送迎加算	5,940円	5,346円	594円/月
褥瘡マネジメント加算Ⅰ	30円	27円	3円/回
介護職員等处遇改善加算（Ⅰ）ロ	サービス単位の176/1000に相当する単位数（区分支給限度基準額の算定対象外） ※尚、制度改正に応じて変更があります。		

※上記加算料金は主な例示です。他に制度に定める加算に該当すれば別途加算に該当すれば別途加算料金が必要です。

※ 居住費

介護保険負担限度額認定について減額適用を受けている方については、1日当たり2段階880円、3段階①1,370円、②1,470円の料金となります。

※ 食費

介護保険負担限度額認定について減額適用を受けている方については、1日当たり2段階390円、3段階①680円 ②1,420円の料金となります。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された金額に合わせてご契約者の負担額を変更します。

※ 外泊について（契約書第22条参照）外泊期間中の食事を摂らない日数分についての食費は徴収しません。（必ず事前にご連絡下さい）

十一 契約書第21条第2項に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間にかかる料金 1日につき 2,396円とします。

10 利用料金のお支払い方法（契約書 第6条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、法人が指定する次の期日までに下記の預金口座での自動振替又は現金支払いのいずれかの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

利用料等の支払方法

① ゆうちょ銀行からの自動振替（自動引き落とし）

利用した月の翌月の末日に引き落とされます。

② ゆうちょ銀行以外の金融機関の口座からの自動振替（自動引き落とし）

利用した月の翌々月の4日に引き落とされます。

③ 施設の窓口にて現金支払い

利用した月の翌月の末日までに施設の窓口にて現金でお支払い下さい。

11 利用料金の変更

- 一 介護給付制度の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。
- 二 サービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、ご入居者に対して、変更を行う日の2ヶ月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 三 契約者は、前記の変更に同意することができない場合には、本契約を解除することができます。

12 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診察や入院治療を受けることができます。（但し、下記医療機関での優先的な診察・入院治療を保障するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。）

協力医療機関

医療機関の名称	医療法人辰川会山陽病院
所在地	福山市野上町二丁目8番2号
電話	084-921-1133
診療科	内科・外科・泌尿器科・整形外科

協力歯科医院

歯科医院の名称	ふくやま訪問歯科
所在地	福山市西町三丁目15番25号
電話	084-916-3918

13 施設を退所していただく場合（契約書の終了について）

- 一 当施設との契約では契約が終了する期日は特に定めていません。したがって、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。（契約書第15条参照）

① 要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立又は要支援、要介護2と判定された場合
② 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
③ 施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
⑤ ご契約者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照ください）
⑥ 事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照ください）

二 ご契約者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）（契約書第16・17条参照）契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに解約申し出をご提出ください。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ② 施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ ご契約者が入院され長期に渡り施設に戻れないとご家族が判断した場合
- ④ 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤ 事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥ 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

三 事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、当施設から退所していただくことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者による、サービス利用料金の支払が3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命・身体・健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、あるいはご契約者が重大な自傷行為を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご契約者が連続して3ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

※ ご契約者が病院等に入院された場合の対応について※（契約書第20条参照）

当施設に入所中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。（入院中はご家族でお世話をお願いします）

- ① 検査入院等、6日間以内の短期入院の場合

入院期間が6日間以内(連続して7泊、複数の月にまたがる場合は12泊)の場合は、退院後再び施設に入所することができます。

但し、入院期間中であっても、入院の翌日から退院日の前日までの日数の所定の利用料金をご負担いただきます。

② 7日間以上3ヶ月以内の入院の場合

当初から3ヶ月以内の退院が見込まれて、実際に3ヶ月以内に退院された場合は、退院後再び施設に入所することができます。しかし、入院時に予定された退院日より早く退院した場合など、退院時に施設の受け入れ準備が整っていない時には、併設されている短期入所生活介護の居室等をご利用いただく場合があります。また、料金につきましては、入院の翌日から当該月6日間(当該入院が月をまたがる場合は、最大12日間の範囲内で入院した日数分の自己負担額で利用料金をいただきます。それを超える日数につきましては居住費をいただきます。

(ご契約者の同意を得て、居室をショートステイ等に利用した場合にはこの料金は不要です。)

③ 3ヶ月以内の退院が見込まれない場合

3ヶ月を超えて入院が見込まれる場合には、契約を解除する場合があります。この場合には当施設に再び優先的に入所することはできません。但し、契約を解除した場合であっても3ヶ月以内に退院された場合には、再び当施設に入所できるよう努めます。しかし、当施設が満室の場合には、短期入所生活介護(ショートステイ)を利用できますように努めます。

四 円滑な退所のための援助(契約書第19条参照)

ご契約者が当施設を退所する場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご契約者に対して速やかに行います。

- 適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

14 緊急時における対応

一 ご契約者が当施設を利用中に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医または事業所が定めた協力医療機関に連絡し、措置を講じる等行います。

二 受診、入院が必要となった場合はご家族様にも医療機関への同行をお願いします。なお、保険証やマイナンバーの提示が求められますので、必ずご持参下さい。

遠方にお住まいのご家族様につきましては、医療機関や当施設からの連絡に対応がで

きる体制を整えておいて下さい。(医療機関によっては受診できない場合があります)

15 事故発生時の対応

事故発生時には速やかに事故にあったご契約者の家族、市町に対して連絡を行う等必要な措置を講じるとともに、事故の状況及び事故に関して採った措置を記録します。あわせて事故発生の原因・再発防止の検討を行います。

16 非常災害対策

非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行い、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しますまた、風水害、地震に備えて地元との協力体制を整えます。

17 苦情の受付について (契約書第25条参照)

一 施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- ① 苦情受付窓口 (担当者) 小林 小永子・岡本 東海
- ② 受付時間 毎週月曜日～土曜日 8:30～17:30
- ③ その他、苦情受付箱の設置や電話等で常時受け付けます。また担当者が不在の場合でも事業所の誰もが対応可能なように苦情対応受付表を作成し、担当者に確実に引き継ぐ体制を敷いています。

二 円滑迅速に苦情解決を行うための体制、手順

- ① 相談、苦情があった場合、至急に苦情解決委員会を開催します。問題の詳細を把握するために関係職員、利用者などから必要に応じて状況の聴取を実施し、事実関係を確認します。
- ② 把握した状況に基づき、関係者への連絡調整、注意指導を行うとともに、苦情申出人には必ず対応方法を含めた結果報告を行います。
- ③ 苦情申出人が第三者委員への報告を希望する場合、匿名での苦情、及び文書による重大な指摘があった場合は、速やかに第三者委員に報告し必要な対応を行います。第三者委員に報告した場合は、必ず返答をもらい苦情申出人に結果を報告します

行政機関その他苦情受け付け機関

福山市高齢者支援課	所在地 福山市東桜町3番5号 電話番号 084-928-1189
福山市介護保険課	所在地 福山市東桜町3番5号 電話番号 084-928-1166
広島県国民健康保険団体連合会	所在地 広島市中区東白島町19番49号 電話番号 082-554-0783

18 身体拘束の原則禁止

- 一 施設は指定介護老人福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の入居者の行動を制限する行為を行いません。
- 二 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行います。
 - ① 身体拘束廃止委員会を設置します。
 - ② 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる対応及び時間その時点でのご契約者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由の記録。
 - ③ ご契約者又は家族に説明し、その他方法がなかったかなど改善方法の検討。

19 虐待防止について

- 一 施設は入居者の人権の尊重・虐待の防止等のため次の措置を講じます。
 - ① 職員に対する虐待を防止するための研修の実施。
 - ② 入居者及びその家族からの虐待等に関する苦情処理体制の整備。
 - ③ その他虐待防止のための必要な措置。
- 二 施設は、指定介護福祉施設サービス提供中に、当該施設または養護者による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に連絡するなど必要な措置を講じます。

20 損害賠償について（契約書第12条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

21 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場所としての快適性、安全性、を確保する為、下記の事項をお守りください。

一 訪問・面会

来訪者は、面会時間（9：00～17：00）を遵守し、必ず職員に届け出てください。

入居者の差し入れについては必ず職員にお申し出ください。ご家族の方の喫煙はご遠慮願います。

二 外出・外泊

外泊・外出の際には必ず事前に行き先と帰宅時間を職員に届けてください。

三 嘱託医師以外の医療機関への受診

ご利用期間中に医師の診察を受けた方が望ましいと判断される場合は、ご家族に連絡、ご相談いたします。

四 居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。入居者の故意、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を破損、又、汚された場合には入居者の自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

五 喫煙・飲酒

施設内での喫煙は禁止となっております。飲酒は原則、ご遠慮願います。

六 迷惑行為

騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください。

七 所持品の管理

大きな荷物の持ち込みはご遠慮ください。

八 現金等の管理

入居中に必要性が認められませんので、原則お預かりできません。（やむを得ないと認められる場合には、預かり金等管理委託契約に基づいてお預かりします。）

九 宗教活動・政治活動

施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動は禁じられています。

十 動物飼育

施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

十一 持ち込み制限等

カミソリ、ナイフ等の刃物、マッチ、ライター等の火気、他人に危険を及ぼすと思われるものすべての持ち込みは禁じられています。また、タンス以外の大きな家具及び所持品の数量にも制限もございますので、入所時にご相談いただき、決めさせていただきます。

十二 携帯電話

携帯電話の使用は居室内に限られております。

22 不慮の事故について

転倒、転落等の危険性について

高齢者にとっては、施設の環境と住み慣れた家庭環境との違いから認知症の発症の進行や一人歩き行動、体力低下や加齢に伴う認識力や運動機能の低下による転倒・転落など深刻な事態を招く恐れがあります。当施設では、個々の利用者様に対し配慮しながら対応させていただいていますが、転倒・転落・一人歩き等による骨折等の不幸な事態となる可能性がゼロであるとは言い切れません。このような不測の事態が起きた場合には、ご家族様への説明を行うとともに、原因の究明、再発の防止に努めます。

23 死亡事案の対応について

一 偶発余病による突然死等について

最近が高齢化に伴い、予見することも回避することもできない偶発的な余病による突然死が増えています。当施設は、利用者様のかかりつけ医などの関係医療機関と連携し、ご利用者様の健康状態を把握し、健康管理に努めておりますが、最善の準備と体制の下に誠実に努力をしても不幸にして、万が一の危険が避けられない場合があります。当施設ご利用中に予見し得なかった余病（例えば、脳梗塞、脳卒中、心筋梗塞など）が不幸にして起きた場合、ご家族の中には納得されず、当施設がミスを隠しているのではないかと不信感を抱かれる場合があります。当施設は、万が一の不幸が起きた場合、誠実に原因を明らかにし、お互いの納得を目指す努力をいたします。

二 不測の事態が起きた場合

不幸にして死に至り、納得が難しい場合には病理解剖を検討させていただきます。また、納得のいかない合併症や転倒・転落事故等が発生した場合は司法の調停による対応をさせていただきます。利用者様、ご家族様と当施設との直接の示談交渉は行っておりません。

24 サービスの第三者評価の実施について

当施設で提供しているサービスの内容や課題について、第三者の観点から評価は行ってはいません。

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

年 月 日

特別養護老人ホームしんがい

説明者職名

説明者名前

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護サービス等の提供開始に同意しました。

契約者

住 所 _____

名 前 _____

代理人

住 所 _____

電話番号 _____

名 前 _____ (契約者との関係 _____)

身元引受人（代理人と異なる場合のみ記入）

住 所 _____

電話番号 _____

名 前 _____ (契約者との関係 _____)

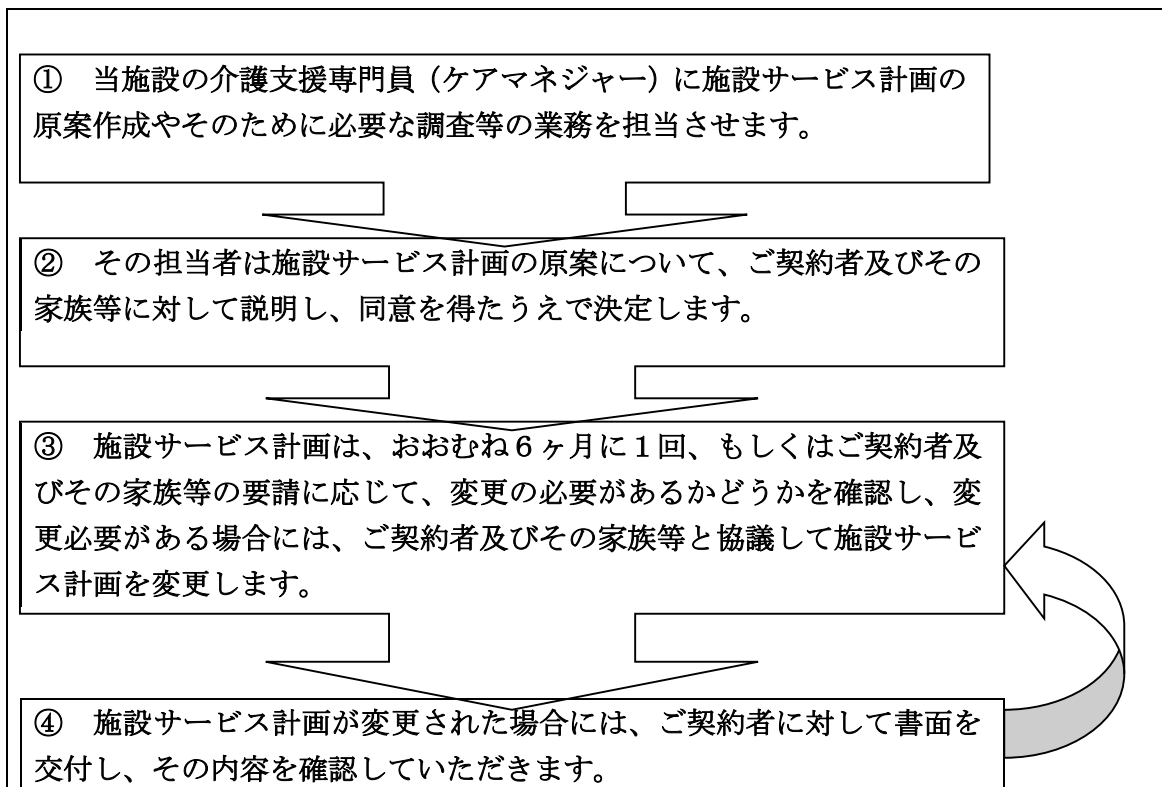
※この重要事項説明書は、厚生省令第39号(平成11年3月31日)第4条の規定に基づき、入所申込者またはその家族への重要事項説明のために作成したものです。

〈重要事項説明書付属文書〉
契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所ご作成する

「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画」（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。（契約書第2条参照）



サービス提供における事業者の義務（契約書第8条参照）

当施設は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ① 契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ 非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご契約者に対して、定期的に、非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請をために必要な援助を行います。
- ⑤ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管すると共に、ご契約者または代理人の請求に応じて閲覧させ、又は実費負担により複写物を交付します。
- ⑥ ご契約者に対する身体的拘束その他公道を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者又は他の利用者等の生命、身体を保護する為に緊急やむを得ない場合は、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦ 事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者の円滑な退所のために援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。